

争議に起因し約一ヶ月継続したる結果として終

一 労務料は工員側に於て之を受くる事

(労務料とは職工任命の際一人前三十鐘

を会社より支給する事)

二 約一週以内の間に十工場より監修の中一

名は他へ移動せしめ他の一名及び十五工場

の監修は言葉修習の為め派遣する事

七 組織 従来野田町所在の十七工場、各工場を

以て支部と稱し支部聯合会を組織し在りし